



# 福島県 特別栽培農産物 認証の手続き

NPO法人環境保全米ネットワーク

# 内容

---

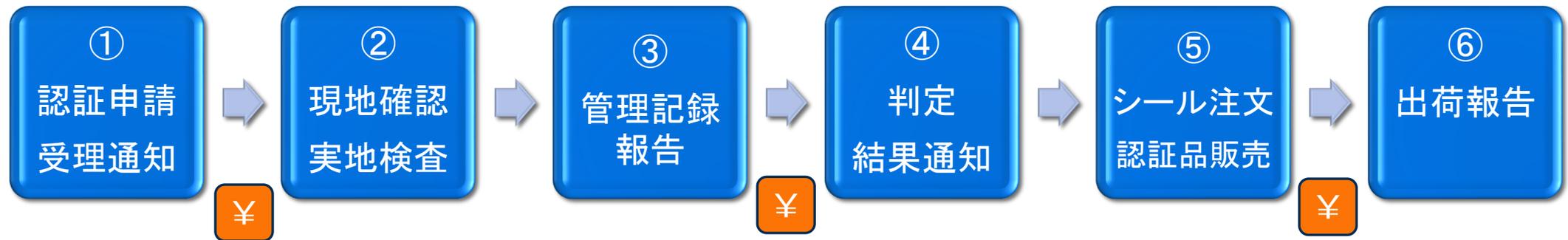
1. どんな品目で取り組めますか？
2. 申請手続きの流れ
3. 申請期間・提出する書類について
4. 認証機関が実施する実地検査について
5. 認証料金について

# どんな品目で取り組めますか

全農福島様 取扱品目を維持

穀類	米（玄米・精米）、麦類、大豆、そば、小豆、エゴマ、紅花いんげん、ナタネ、ラッカセイ
野菜	きゅうり、トマト、ミニトマト、いちご、さやいんげん、ピーマン（カラーピーマン含む）、なす、かぼちゃ、オオバ、にがうり（ゴーヤ）、だいこん、キャベツ、ブロッコリー、はくさい、こかぶ、にら、ほうれんそう、しゅんぎく、アスパラガス、ねぎ、結球レタス、グリーンピース、さやえんどう（スナップエンドウ含む）、未成熟そらまめ、たまねぎ、みずな、未成熟とうもろこし、えだまめ、あさつき、うど、ごぼう、にんじん、ばれいしょ、さといも、ながいも（じねんじょ含む）、オクラ、ヤーコン、なばな類、コマツナ、ニンニク、さつまいも
果実	もも、りんご、日本なし、西洋なし、かき、ぶどう、おうとう、すもも、イチジク、キウイフルーツ、ウメ、ブルーベリー、ネクタリン

# 申請手続きの流れ（農産物）



生産開始前  
に提出

認証機関と  
相談のうえ  
実地検査

化学肥料  
化学農薬の  
使用完了時

認証農産物  
出荷完了時

1月～2月  
or  
5月

5月～8月  
(水稲)

7月～8月  
(水稲)

# 誰が申請できますか

---

## ■福島県内にお住まいの下記の方

### ➤ 農業者

➤ 農業者で組織し、使用資材や化学肥料節減割合、農薬成分回数等の栽培方法を把握・管理できる団体又は法人

■ 有限会社、株式会社

■ JA

■ JA●●生産部会

■ NPO法人環境保全米ネットワーク会員向けの認証事業となりますので、ご申請と同時にご入会となります。

# 生産者、栽培責任者、確認責任者について

区 分	役 割
生産者(申請者)	生産基準に沿って申請農産物の日常管理を行う
栽培責任者	申請農産物の日常管理又は生産者に対する管理指導を行う ①圃場看板設置 ②栽培計画 ③生産管理記録 ④出荷記録
確認責任者	生産者・栽培責任者に対する調査、指導、是正を行う ①圃場現地確認 上記②～④の計画や記録の点検、調査、是正

確認責任者は、申請者側で決めていただくほか、  
NPO法人環境保全米ネットワークに依頼することも可能です。

# 申請期間

区 分	品目例	申請時期
米(玄米)	米	栽培開始年の1月から2月
米以外 (栽培開始期間2月～7月まで/周年作) 多年生農産物	豆類、夏野菜(きゅうり、トマト)、 周年栽培する野菜(小松菜、チ ンゲン菜等)、果樹(もも、リンゴ、 ウメ、柿)・茶	栽培開始年の1月から2月
米以外 (栽培開始期間8月～翌年1月まで)	豆類、麦、秋冬野菜(大根、白菜、 ブロッコリー、玉葱、にんにく 等)	栽培開始年の5月

# 提出する書類

---

## ■申請様式

生産者の方・・・[福島特別栽培 生産登録申請書.xlsx](#)

精米業者・・・[福島特別栽培 精米確認申請書.xlsx](#)

# 受理通知

---

申請品目、作型、化学肥料や化学農薬の使用予定を確認し、福島県慣行基準の50%以下達成が見込めると判断したときに、受理通知を発行します。

この時、申請料、認証料、検査料(概算)、年会費を請求します。 

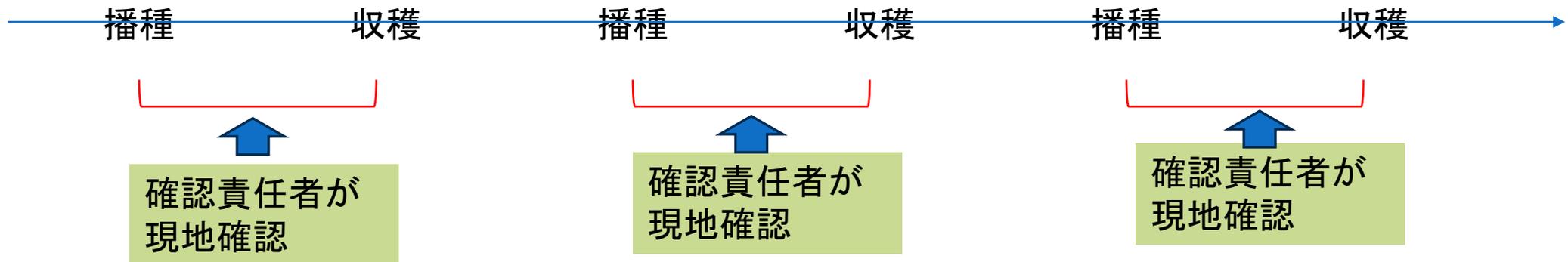
事務局または検査員が、現地確認の時期調整のためご連絡を差し上げます。

# 現地確認の考え方

年1作であるもの・・・収穫までに最低1回



年に複数回収穫するもの・・・1作ごとに1回。3作なら3回



# 認証機関が実施する検査について(実地検査)

---

## ①確認責任者を生産者側で選任する場合

- ▶実地検査の際、検査員が申請ほ場の一部を選抜して確認し、確認責任者による全圃場巡回が適切に実行されているか評価します。(圃場サンプリング検査)

## ②確認責任者をNPO法人環境保全米ネットワークに依頼する場合

- ▶実地検査の際、検査員が申請圃場を全て確認します。(全圃場検査)
- ▶年に複数回収穫するものは、一作ごとに訪問します。

# 認証機関が実施する検査について(実地検査)

---

## 確認ポイント

- ①圃場には特裁ガイドラインに定める看板(旗)が設置されているか。
- ②栽培管理記録が基準を満たしているか。
- ③計画に無い資材が使用されているとき、基準を満たしているか。
- ④圃場の周囲に除草剤など農薬カウントに影響があるものがないか。
- ⑤認証シール在庫

# 管理記録の提出

---

- 化学肥料・化学合成農薬の最終使用日が到達したら栽培管理記録を認証機関に提出してください。
- 生産者が確認責任者を選任している場合は、確認責任者が栽培管理記録の確認を行い、数値や記載に誤りがあれば是正を求め相違の無い状態に改めてから、認証機関に提出してください。
- また、申請全圃場の現地確認記録を提出してください。

# 判定 認証通知

---

検査員は実地検査で挙げた確認ポイントの検査結果と、後日提出される栽培管理記録の内容を総合的に判断して、報告書を提出します。

報告書に基づき、判定委員会において認証／非認証の最終判断を行います。

認証したものは認証通知を発行します。

# シールご注文、貼付出荷、出荷報告

---

- 認証通知と一緒に検査費用残金を請求します。 
  - ▶ 旅費、検査員日当(調整が生じた時)。
- 認証通知が手許に届き次第、ガイドライン表示とともに貼付できます。
- 認証シールは、環境保全米ネットワーク名入りのものを販売します。 
- 認証品の出荷が全て完了したら、出荷報告をNPO法人環境保全米ネットワークに提出して一年の流れが完了です。

# 料金(農産)

①申請料 + ②認証料 + ③検査料 + ④交通費 + ⑤年会費の合計額となります。

①申請料 構成員数による	申請1件当たり 構成員が 5名以内の場合 5,000円 構成員が 5名超 の場合 10,000円 構成員が10名超 の場合 20,000円
②認証料 申請面積による	申請面積当たり 1,200円/10a
③検査料 検査に必要な時間による	検査員 1 名 の 場 合 13,000円 2 名 の 場 合 25,000円 3 名 の 場 合 36,000円 ※4名以上必要な場合はお見積りで提示。 <検査員数の考え方> ・検査員が1名で1日6時間以内に業務完了する事を基本とする。
④交通費	公共交通機関利用又は自家用車利用の実費請求、宿泊費
①～④は別途消費税を申し受けます。	
⑤年会費	NPOの会員として お一人年額 5,000円 (非課税)

当会に確認責任者をご依頼いただく場合 = 全圃場検査を実施します。

ご自身で確認責任者を選任するのに比べ検査に時間を要し ③④料金に開きが出る事が想定されます

# 料金(農産)

---

## ③検査料

1人1日6時間を基本に必要な作業量を算出いたします

団体やグループ等の場合は、検査員が2名以上になる場合があります。

## ④交通費

➤JR、高速バスの場合 運賃・特急料金実費

➤自家用車の場合 認証機関～申請者住所間の走行距離30円/km + 有料道路代実費

➤宿泊費

# 料金(農産)

## 認証シール料金

規格	価格(消費税別)	規格
中 1色カラー 強粘着 40mmφ	3.0円	1枚
小 1色カラー 強粘着 20mmφ	2.5円	1枚
送料	実費 (レターパックライト等履歴の残る発送方法)	

# 料金モデルケース(農産)

	ケース1 生産者数=1名 栽培面積=120a 栽培品目=水稲	ケース2 生産者数=1名 栽培面積=30a 栽培品目=野菜	ケース3 生産者数=6名 栽培面積=400a 栽培品目=野菜	ケース4 生産者数=20名 栽培面積=30ha(3,000a) 栽培品目=水稲	メモ
①申請料	5,000	5,000	10,000	20,000	
②認証料	14,400	3,600	48,000	360,000	
③検査料	13,000 [検査員1名]	13,000 [検査員1名]	25,000 [検査員2名]	36,000 [検査員3名]	
④交通費	実費	実費	実費	実費	
①~④+税	35,640	23,760	91,300	457,600	
⑤年会費	5,000	5,000	30,000	100,000	
総額	40,640+交通費	28,760+交通費	121,300+交通費 [お一人あたり20,216]	557,600+交通費 [お一人あたり 27,880]	

# 精米出荷を行うとき

---

- 精米責任者、精米確認者を設定して、当会に申請する。
- 精米確認者は、精米実施期間中定期的に精米施設を訪問して原料米と精米の出来高、非認証米の混入防止状況、認証シール受払等を確認する。
- 精米責任者は、定期的に精米の受払記録、認証シールの使用記録を精米確認者に定期的に提出する。精米確認者は記載内容について調査し、必要な修正を行い、適正と判断した際は、精米報告を認証機関に提出する。
- 認証機関が実施する現地検査の際、精米確認者が立ち会う。

# 料金(精米確認)

①申請料 + ②認証料 + ③検査料 + ④交通費 + ⑤年会費の合計額となります。

①申請料	申請1件当たり	50,000円
②認証料 精米量による	精米重量につき	3.0円/10kg
③検査料 検査に必要な時間による	検査員	
	1名の場合 13,000円 2名の場合 25,000円 3名の場合 36,000円 ※4名以上必要な場合はお見積りで提示。	
④交通費	公共交通機関利用又は自家用車利用の実費請求、宿泊費	
①～④は別途消費税を申し受けます。		
⑤年会費	NPOの会員として お一人年額 5,000円 (非課税)	

# 連絡先登録

ご登録いただいた方には、

環境保全米ネットワークから**直接**ご案内を  
差し上げます。 Microsoft Forms利用

- 様式公開時
- 受付開始／締切のご連絡・・・など

連絡先 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目16-3 JAビル別館5階  
電話 022-261-7348 メール [okome@epfnetwork.org](mailto:okome@epfnetwork.org)

福島県特別栽培認証 連絡先登録

